

平成27年11月6日

受験者の皆様へ

公益財団法人 運行管理者試験センター

住民票の写しにマイナンバーが記載されているものについてのご注意

この度、行政手続における特定の個人を識別するための番号（以下「マイナンバー」という。）の利用等に関する法律が本年10月5日から施行されたことにもない、住民票の写しにマイナンバーの記載が可能となりました。

当試験センターでは、運行管理者試験の申請において、本人確認のため、皆様に「自動車運転免許証（写し）」または「住民票の写し」の提出をお願いしてまいりました。しかし、今回の法律により、マイナンバーが記載されている住民票の写しは特定個人情報に該当するため、収集・保管に制限が課せられることになりました。

つきましては、運行管理者試験の申請手続きに当たり、住民票の写しを提出される場合は、次の点にご注意いただきますようお願いいたします。

1. 住民票の写しを提出される場合は、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
2. 都合により、マイナンバーが記載された住民票の写しを提出される場合には、当該ナンバーの部分を切り取るか、油性マーカーで塗りつぶす等により、ナンバーが確認できないようにして、提出してください。

以上

問合せ先：公益財団法人 運行管理者試験センター
担当者：黒仁田、与那城
電話：03-5367-2357